

国の動向について

平成31年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成31年度の消費税増収分の使途について

〈 31年度消費税増収分の内訳 〉 (公費ベース) 《 増収額計 : 10.3兆円 ^(注) 》

○基礎年金国庫負担割合 2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1 の差額に係る費用を含む)

3.3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の充実
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消
- ・介護人材の処遇改善

2.17兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.47兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

4.4兆円

(注) 軽減税率制度による減収分は考慮していない。

平成31年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成31年度 予算案	国分		地方分	(参考) 平成30年度 予算額
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985		3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237		237	416
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10		6	17
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	1,034 476	689 337		345 139	934 473
	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267		275 592 267	724 1,196 434
	医療ICT化促進基金(仮称)の創設	300	300		0	—
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0		612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・保険者努力支援制度等	1,664 1,772	832 1,772		832 0	1,664 (注5) 1,687
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700		0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217		31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	900	450		450	246
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044		1,044	2,089
	年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大 年金生活者支援給付金の支給	644 61 1,859	618 57 1,859		26 4 0
合計		21,930	13,528		8,402	18,659

- (注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(1.68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.19兆円)の財源を確保。
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。
(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
(注5) 財政安定化基金の積立160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

平成31年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成31年度予算(案)においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成31年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成31年度 予算案	国分	
			国分	地方分
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	536	265	271
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化^(注3)。 	3,882	1,532	2,349 ^(注4)
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も新たに認める(2019年10月実施)^(注5)。 	421	213	207
合計		4,839	2,011	2,828

※この他、消費税率引上げに関連して、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料(均等割)の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4) 幼児教育・保育の無償化に係る31年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5) 障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6) 「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

平成31年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成30年度予算額)

2兆6,034億円

(平成31年度予算案)

2兆8,834億円【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆8,834億円(2兆6,034億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆2,611億円(1兆387億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。

① 子どものための教育・保育給付

1兆1,138億円(9,031億円)

○ 子どものための教育・保育給付交付金

1兆1,069億円(8,977億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

○ 子どものための教育・保育給付費補助金

68億円(54億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

《参考》

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0～2歳児相当分)に充てることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成31年度は、0.34%(現行+0.05%)とする。

【主な充実の内容】

・保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

・幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子供にかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

・公定価格の見直し

保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

また、幼稚園・認定こども園の非常勤講師の配置に係る費用について、実際に配置がある場合の加算とする。

② 地域子ども・子育て支援事業

1,474億円（1,356億円）

○ 子ども・子育て支援交付金

1,304億円（1,188億円）

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

○ 子ども・子育て支援整備交付金

170億円（168億円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実の内容】

・放課後児童クラブの拡充

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

・幼稚園における待機児童の受入れ推進

「子育て安心プラン」等に基づき、幼稚園の預かり保育における長時間及び長期休業中の預かりを一層推進し、幼稚園における待機児童の受入れを進めるため、一時預かり事業（幼稚園型）の充実を行う。

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について事業主からの拠出金を充当。（955億円）

◆幼児教育・保育の無償化の実施（一部再掲）

1,532億円

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

○負担割合

- ・財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- ・負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

○財政措置等

- ・初年度の取扱い：初年度（平成31年度）に要する経費を全額国費で負担
- ・事務費：初年度（平成30年度補正予算（301億円）、平成31年度予算（120億円））・2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- ・システム改修費：平成30年度予算（192億円）、平成31年度予算（62億円）を活用して対応。

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援（※）

2,020億円（1,701億円）

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

2,016億円（1,697億円）

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての保育料を無償化する。

【主な充実の内容】

- ・平成30年度までの企業主導型保育事業の9万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・中小企業における企業主導型保育事業の活用を促進

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3.8億円（3.8億円）

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

※企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の費用の全額について、事業主からの拠出金を充当。

◆児童手当

1兆3,488億円（1兆3,795億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

※児童手当の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。（1,766億円）

※平成30年度予算額は、文部科学省から移管される幼稚園就園奨励費補助金150億円を加算している。

平成31年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

(平成30年度予算額) (平成31年度予算案)
3,220億円 → 3,809億円

1. 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等

1,075億円(1,071億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援等を実施する

◆保育の受け皿拡大

840億円(889億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

◆多様な保育の充実

37億円(27億円)

新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施し、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。

◆認可外保育施設の質の確保・向上

40億円(31億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

◆保育人材確保のための総合的な対策

158億円(124億円)

保育人材の確保のため、保育士・保育園支援センターのマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。
長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などを補助する。

◆放課後児童対策の推進

20億円の内数(13億円の内数)

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。

放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○ 待機児童解消に向けた保育園等の整備 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。	420億円
○ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保 保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。	15億円
○ 保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進 子どもの登降園管理業務の電子化やタブレット端末の活用、子どもの情報等の管理のシステム化等により、保育園等の職員の業務負担軽減を図るなど、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進を図る。	15億円

2. 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化の実施

※内閣府において計上

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 (一部社会保障の充実)【内閣府の再掲】

◆放課後児童クラブの拡充(一部社会保障の充実)【内閣府の再掲】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

◆幼児教育・保育の無償化の実施【内閣府の再掲】

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

3. 母子保健医療対策の推進

231億円(215億円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府に計上)を活用して実施

◆不妊治療への助成

不妊治療について、夫婦ともに不妊治療が必要な場合の経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

2,267億円(1,867億円)

◆ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した同行支援や継続的な見守り支援等を実施するとともに、ひとり親が安定した就労につくために有効な親の資格取得支援の拡充を行う。

◆自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮称)を給付する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引き上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保

29億円

ひとり親家庭等に対する自立支援の充実を図るため、養成機関に修学し、資格の習得を目指すひとり親家庭の親への入学・就職準備金等の貸付原資等を補助する。

5. 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

191億円の内数(182億円の内数)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

6. 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

159億円(新規)

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等

91億円

児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設入所児童等の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(平成30年度予算額) (平成31年度予算案)
1,548億円 → 1,637億円

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭的養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育の充実を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

◆児童相談所の体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

◆市町村の体制強化等

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、体制強化を図る。また、レスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るほか、関係機関において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進 (一部社会保障の充実)

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置等の支援体制の拡充や、職員の人材育成を図ることにより、家庭養育優先原則に基づく取組を推進する。
- ・ 養親希望者への支援等にモデル的に取組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実を図る。

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実 (一部社会保障の充実)

社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

児童養護施設等の職員の人材育成を推進するほか、人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の配置により、業務負担を軽減する。

(参考) 【平成30年度第二次補正予算案】

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付資金等の確保	20億円
児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費等の貸付原資等を補助する。	
○ 児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化	7.9億円
児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。	
○ 児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等 (再掲)	91億円
○ 保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進 (再掲)	15億円

平成31年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成30年度予算額)
324億円

(平成31年度予算案)
762億円 ※内閣府計上予算含む

1. 幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助等)

701億円(283億円)

※内閣府計上予算含む。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する(予算計上は内閣府)。

また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部等も無償化の対象とする。

2. 幼児教育の質の向上

3.4億円(2.8億円)

◆幼児教育実践の質向上総合プラン

3.1億円(2.5億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

1.5億円(新規)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

0.2億円(新規)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

③幼稚園の人材確保支援事業

0.7億円(0.7億円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

④幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

0.3億円(新規)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

⑤幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

0.4億円(新規)

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。

(ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)

また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

◆幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.3億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

◆ECEC* Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。*ECEC: Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

58億円(39億円)

※平成30年度補正予算額案 123億円

◆認定こども園等への財政支援

4.5億円(3.3億円)

※平成30年度補正予算額案 108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

①認定こども園施設整備交付金

3.4億円(2.2億円)

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

②教育支援体制整備事業

1.1億円(1.1億円)

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

◆私立幼稚園の施設整備の充実

1.3億円(5億円)

※平成30年度補正予算額案 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

基本指針の改訂について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を目途に予定している。

改訂を検討中の主な項目

- (1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(二)(1)関係)
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改訂に関する事項について見直し。
 - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係)

改訂を検討中の主な項目(続き)

- (3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一6、別表第三の三関係)
- ※ これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改訂を今後検討。

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)
(基本指針)

- 第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3・4 (略)